

令和3年7月9日
三次市地域振興部
定住対策・暮らし支援課

成年年齢引下げ後の三次市成人式の 対象年齢について

成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されます。

これを踏まえて、令和3年4月から5月に三次市内の高等学校に通う高校生（1・2年生）とその保護者を対象に、成人式の対象年齢等についてアンケート調査を行った結果、7割以上が20歳での実施が良いと回答されました。

このアンケート調査などをもとに、三次市では令和4年度以降の成人式をこれまでどおり当該年度に20歳を迎える方を対象として実施することを決定いたしました。

○令和4年度三次市成人式の対象者

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた三次市に住民登録のある方及び市外に住む三次市出身の方

○式の名称

令和5年1月の開催日までに決定する

本件に関するお問い合わせ先



三次市 地域振興部 定住対策・暮らし課

共生社会推進係(担当/黒瀬・笹岡)

電話番号:0824-62-6242 FAX番号:0824-62-6235

E-mail: teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号